



平成27年3月26日

各 位

コード番号 3159 東証第一部
会社名 丸善CHIホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中川 清貴
開示窓口 執行役員総務部長 高橋 健一郎
電話番号 03-5225-8787

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年3月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年4月24日開催予定の第5期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 独立した客観的な立場から当社の経営を監督するとともに会社の持続的な成長と企業価値の向上を促す人材を招聘し、その助言を当社の経営に活かすため、当社の規模、事業の多様性、当社を取り巻く事業環境等を勘案し、当社の社外取締役を2名以上とすべく、第18条第2項を新設するものです。
- (2) 補欠取締役の選任決議の効力について、第19条第4項を新設するものです。
- (3) 取締役として有用な人材を確保するため、今般の会社法改正を受け、社外取締役に限らず業務執行取締役等を除く取締役と責任限定契約の締結ができるよう、第27条第2項の内容を変更するものです。なお、この規定の変更を本株主総会に議案として提出することについては、監査役全員の同意を得ております。また、改正会社法は平成27年5月1日より施行されますので、この規定の変更についても同日付で効力を生じさせるために所要の規定を附則に設けるものです。
- (4) 補欠監査役の選任決議の効力について、第29条第3項を新設するものです。
- (5) 監査役として有用な人材を確保するため、今般の会社法改正を受け、社外監査役に限らず監査役と責任限定契約の締結ができるよう、第35条第2項の内容を変更するものです。また、改正会社法は平成27年5月1日より施行されますので、この規定の変更についても同日付で効力を生じさせるために所要の規定を附則に設けるものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年4月24日
定款変更の効力発生予定日 平成27年4月24日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第17条 (条文省略) (員数)</p> <p>第18条 (条文省略) (新設) (選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p>	<p>第1条～第17条 (現行どおり) (員数)</p> <p>第18条 (現行どおり) <u>2 当会社の社外取締役は、2名以上とする。</u> (選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 補欠取締役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第20条～第26条 (条文省略) (取締役の責任免除等)</p> <p>第27条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>第20条～第26条 (現行どおり) (取締役の責任免除等)</p> <p>第27条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第28条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第29条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p>	<p>第28条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 補欠監査役の予選の効力は、決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第30条～第34条 (条文省略) (監査役の責任免除等)</p> <p>第35条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>第30条～第34条 (現行どおり) (監査役の責任免除等)</p> <p>第35条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第27条第2項および第35条第2項の変更は「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行される平成27年5月1日より効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</p>